

## 第 5 1 回京都地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

令和 7 年 7 月 2 5 日（金）午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで

### 2 場所

京都地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

愛知靖之、鈴木美智子、浪田陽子、三室久枝、棕本久雄、毛利隆志、  
屋敷陽太郎、横井かをり、吉村雅人、伊藤知之、海津祐司、野田恵司、  
池町知佐子

（事務担当者等）

川上宏、浅野ゆかり、吉田義一、白井寛朗、下村義之、木村祐司、仲井  
正英、藤原智子、宮田晃治

### 4 議題

裁判員等選任手続について

### 5 議事

(1) 開会

(2) 所長挨拶

(3) 委員異動報告

(4) 委員長の選任

(5) 新委員長挨拶

(6) 前回のテーマ（より活力のある職場づくりについて）に関する報告

(7) プレゼンテーション

(8) 意見交換

(9) 次回テーマ

「裁判所の防災について」

(10) 次回開催日

令和7年12月4日（木）

## 【議事録概要】

《発言者：●＝委員長、○＝委員、□＝事務担当者等》

● 裁判員候補者への送付資料を見ていただくとともに、模擬選任手続を体験していただいた。まず、裁判員等選任手続について、手続の進め方や説明のわかりやすさなど、改善点があれば御意見を伺いたい。

○ 選任手続では、会場の雰囲気にも飲まれて非常に緊張し、着席してからは、モニターに映されていた手続説明ビデオを視聴していた。ビデオの中で、辞退に関する説明があり、参加しないといけない期日を確認しようと思ったが、期日が記載されていた「裁判員等選任手続期日のお知らせ」を受付で回収されていたため、期日が分からず不安になった。その書類は、後に渡されたファイルに綴られていたが、緊張している状態では、指示があるまでファイルを開いてはいけないのではないか等と思うこともあるので、ファイルを渡す際に、中に書類が綴られている旨や、中を確認してもよい旨を伝えてもらえるとありがたい。

また、途中で、「本日の予定は部屋の後ろに記載しています。」との説明があったが、着席後に容易に確認できるように、前にもあった方が良かった。

ブラインドに吊り下げられた休憩時間の表示は、とても良い工夫だと思った。

- 個別質問に関して、当日用質問票に、気になる点や苦手なこと等を記載することができるが、遠慮して記載しない人もいるため、具体例を口頭で補足するといった工夫が考えられる。また、記載したとしても、個別質問が行われる部屋で、裁判官や検察官、弁護士が並んで座っている中に、一人ぽつんと座って質問されるのは、圧迫感があると感じた。部屋を変えられないのであれば、裁判長の口調や雰囲気をやや和やかにする工夫が必要だと思う。

抽選に関しては、実際の抽選手順が見えるよう、例えば、くじ引きを目の前で行うなどのクラシックな方法もあるのではないかと感じた。

- 個別質問に関しては、質問室の雰囲気も圧迫されるものであるが、そもそも個別質問に呼ばれること自体が心理的負担になりかねない。当日用質問票に、気になる点等をいろいろと書いてしまうと、個別質問に呼ばれるのではないかと思って、気になる点等はない旨の回答をしてしまう可能性がある。したがって、個別質問をどのように行うかを具体的に説明し、また、過度に緊張する必要はない旨を伝えるなど、当日用質問票に回答しやすくする工夫が必要だと感じた。

- 他の委員からも意見があったように、受付で「裁判員等選任手続期日のお知らせ」を回収された際、一旦回収するとの言葉は添えられていたものの、不安を感じた。その他の説明に関しては分かりやすかった。

障害者配慮に関し、視覚障害のある方が裁判員になった場合には、証拠写

真を見るなど、困難な場合が想定されるが、どのような対応を行っているか。

□ 障害をお持ちの方や何らかの配慮が必要な方には、事前の質問票や電話で照会いただいた際に、要望を聴き取った上で、できる限り配慮している。視覚障害のある方についての具体的な事例はないが、例えば、書面への記入ができない方については口頭で聴き取りをするなど、障害の程度に応じた介助の方法を、事務局とも連携して検討し、障害者の方にも等しく裁判員裁判に参加いただけるよう努めている。

○ 本人が介助者を手続に同席させることは可能か。

□ 具体的な事例はないが、本人から介助者の同席についての要望があった場合には、手続に支障がない限りにおいて、裁判官の指示により、手続室等で介助をしてもらうことが考えられる。手続に参加していただけるよう、裁判官の指示により、できる限りの配慮をする。

○ 今回、模擬選任手続を体験できたこと自体が、非常に良かった。手続についても理解できたし、今後、実際に選任手続に呼び出されたとしても、緊張が解けた状態で参加できると思った。裁判所ウェブサイトにも、裁判員等選任手続に関する動画が公開されているが、呼出状を受け取った人は、動画を見る等して、手続の様子が分かれば、心構えができ、少し安心して手続に参加することができるのではないか。また、個別質問に関しては、気楽に質問できるような雰囲気になるよう工夫をしてはどうか。

裁判員に選ばれなかった人も感謝カードがもらえるのは、嬉しいと思った。

- 辞退の理由に「70歳以上」があるが、最近の70歳以上の方は非常に元気な方が多い。70歳以上の方が辞退する場合は、理由は不要なのか。
- 70歳以上の方が辞退する場合は、理由は不要である。ご自身が70歳以上でも参加できるという場合は、辞退を希望しないことも可能である。
- 最近、70歳以上の方でも元気な方や働いている方も増えているが、辞退率に変化はあるか。
- 正確な数字は把握していないが、70歳以上の方も多く参加されている。若い方から高齢の方まで、幅広い年齢の方に参加していただいている。
- 最近の高齢の方は元気で、辞退率が時代の流れに応じて変化しているかとの質問をいただいたが、事務担当者の感覚としてはどうか。
- 担当したほとんどの事件で、70歳以上の方が裁判員又は補充裁判員になられており、高齢の方が少ない印象はない。86歳の方が裁判員になられていたこともあり、やる気のある高齢の方は多い。最近、高齢者に限らず、裁判員裁判に積極的に参加したいという人が増えている印象である。
- 先日傍聴した裁判員裁判では、裁判員6人中5人が男性だったが、性別に配慮して選任することはあるのか。
- 抽選では無作為に選ぶため、事件によっては女性が多いことも男性が多いこともあり得る。

- 先日傍聴した裁判員裁判は、傍聴席40数席が満席で、席が空くのを待っている人もいた。多くは法学部の学生のようにだったが、大学に対して傍聴を推奨するような取組をしているか。裁判員裁判を理解することで、積極的に選任手続に参加しようと思う学生が増えることが期待できる。
- 裁判員裁判の広報として、裁判官や書記官が大学や高校等で出張講義を行っている。なお、大学の講義の一環として法廷傍聴があり、多くの学生が傍聴していた日があったと聞いている。
- 裁判員裁判の広報について、年2回、意見交換会を行っており、うち1回は、大学生、高校生、中学生を対象としている。意見交換会には、裁判員経験者に参加してもらい、パネルディスカッションなども行っている。
- 今回の模擬選任手続は、良い経験になった。先ほど意見が出ていた裁判員のジェンダーの偏りについては、弁護士等が必要に応じて、理由なし不選任でダイバーシティを確保するということが可能か。
- 前提として、裁判員候補者名簿には性別が記載されておらず、区別なく抽選するため、男女比が偏ることもある。制度としては、理由なし不選任があるところ、事案によっては、上記のような理由で行使される場合もあると思われる。
- 裁判員候補者名簿には性別の情報は記載されていないとのことだが、抽選の際には、どの程度の個人情報把握しているのか。

- 裁判員等選任手続内では、候補者を番号で管理し、番号を抽選するため、番号に住所や性別等の個人情報紐づけられていない。番号も、事前に付したのではなく、手続に来られた順に番号を渡しており、個人情報の紐づかない純粋な番号のみでの抽選となる。
- そうすると、個人情報のない、ほぼ白紙の状態で裁判員等選任手続が行われているという理解でよいのか。
- 選任手続期日当日の手続については、生年月日や住所等の情報を利用した手続にはなっていない。よって、理由なし不選任を行使される場合も、個人情報によって判断されているものではないと思われる。
- 模擬選任手続を経験して、大変参考になった。今後、実際の選任手続を体験できるか分からないが楽しみである。ただ、一般の人が裁判所に赴くことはあまりないため、非常に緊張して来庁すると思う。本日の模擬選任手続での裁判所職員の説明や対応は非常に優しくて良かったため、実際の手続でも同様に優しく対応いただきたい。
- 選任手続については、弁護士の立場から見れば、説明も分かりやすく、声も聴き取りやすく、完成されていると感じた。

選任手続にある程度の人数が集まらなければ抽選ができないため、選定された人の多くに手続期日に来ていただくことが必要だと思うが、選任手続期日への出席率はどの程度か。また、選任手続期日に無断で欠席する人はどれ



くらいか。

□ 選任手続期日までの間に辞退の申出がなされて認められることもあり、最終的な出席率は、選定された人数の3割程度となる。当日無断で欠席される方はほとんどいない。

○ 3割程度の出席率で、裁判所として困ることはないのか。

□ 1回選定をして呼び出した後、期日までに辞退が多くなった場合は、追加の選定を行うことで人数が不足しないよう調整している。

□ 補足すると、仕事を休んで来られる方などもおられることを考えると、選任手続当日、あまりに多くの方をお呼び出しすることは適当でない。裁判員6人、補充裁判員2人の場合、理由なし不選任各5人を加えた計18人が最低限必要であり、お越しいただく人数については、裁判官が、審理期間等を勘案して、経験則で判断している。

● 次に、裁判員候補者への事前送付資料について、御意見を伺いたい。

○ まず、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」について、「次の全ての日に、裁判員（又は補充裁判員）として参加していただくことになります。」との記載があり、期日が記載されているが、全く目立たないため、目立たせる工夫をした方がよい。一方で、「ご案内」については、カラー数が多くて見にくいため、デザインを洗練した方がよい。例えば、オレンジ色の文字と黄色のハイライト程度にし、地図の緑色部分は無色にしてはどうか。

- 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」や「質問票」に押印欄があり、また、裁判員等選任手続期日当日の持ち物として「認め印」と記載されているが、行政でも押印廃止が進められているのであるから、押印は廃止してはどうか。

「質問票」の２ページ目に職業上の理由等で裁判員になることができない場合として、「国家公務員となる資格がない」とあるが、具体的な内容が分からない。

また、辞退の理由について、「７０歳以上」とあるが、年齢に関わらず事情があれば辞退ができるのであるから、７０歳以上という年齢には意味がないのではないか。

「質問票の回答要領」について、２枚目に、「ペン又はボールペンで記入してください。」とあるが、ペンとボールペンの違いが不明である。また、黒又は青等、色を指定してはどうか。

- 「質問票」に、裁判員になることができない理由を書く欄はあるが、選任手続期日に出席できない理由はどのように回答すればよいのか。

- 選任手続期日に出席できない場合は、裁判員自体を辞退することになるため、質問票２ページの間２ 辞退の希望の有無欄及び間３の辞退の理由欄に記載いただくことになる。

- 「裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ」という書面があるが、同様の教員宛ての文書を、学生用に作成してはどうか。学生が裁判員となった場合、

欠席等の不利益とならないように取扱を定めている大学もあるが、現時点でそれほど多くはなく、教員の個別対応もあり得ることから、教員宛ての書面があれば、学生の辞退率の減少に効果があると思われる。若い世代の裁判員裁判の参加は意義があると思うので、検討いただきたい。また、裁判員を経験したい学生はそれなりにいると思うが、大学での欠席等の不利益を理由に辞退することがあるのであれば、大学側に働きかけることも考えられる。大学側に対して何かしていることはあるか。

□ 文部科学省から、各都道府県や市の教育長等に、①裁判員制度等に関する指導により、授業等で制度の理解を深めること、②裁判員等の辞退の申出ができること、③裁判員等に選ばれた場合の指導要録上の取扱いについて、出席停止等として扱い欠席扱いにしないこと等を通知されている。

○ 裁判所の憲法週間行事で、裁判官や書記官に大学で出張講義をしてもらったことがある。参加した学生からは、裁判官等の話を聞いて、裁判員を経験してみたいと思ったとの感想もあった。学生が裁判官等と会う機会はあまりないため、裁判所には、このような活動を地道にしてもらいたい。

私の勤務する大学では、学生が裁判員になった際に不利益等がないよう制度を整えており、学生要覧にも記載しているが、制度を知らない教員もいるため、教員宛ての文書を作成することや、学生に対しても積極的にリクルートするような記載等の工夫も考えられる。なお、新聞記事によれば、学生が

裁判員になった際の配慮を実施している大学が増えているようである。

- 学生という理由だけで容易に辞退されてしまわない工夫として、例えば、学生向けの文書を作成し、大学における制度や配慮の有無の確認や教授等への相談を促す記載をすることが考えられるほか、実際に大学で制度を整備していても教員がそれを知らない場合もあるため、教員宛ての文書を作成するといった御意見をいただいた。ご意見を参考に、京都地裁として工夫できることはないか検討していく。その他、意見等はないか。

- 資料について、ペーパーレス又は資料の種類を減らせないか。また、印鑑はなくせないか。

その他、質問票の２ページにつき、問１でＡかＢにあてはまる場合、回答要領を確認する必要がある、手間だと感じた。一方で、問３には、辞退理由が列挙されており分かりやすいが、全体として統一感がないと感じた。

- 「ご案内」に、封筒に入っている書類が列挙されているが、資料に通し番号を付した方が良いと思う。

- 全体を通して感想等があれば、伺いたい。

- これまで、裁判員等選任手続には法曹として開催側で関与していたため、今回の模擬選任手続は新鮮で、非常に勉強になった。個別質問について、圧迫感があるとの意見があったが、法曹の一員として、裁判官にも意見を投げかけていかないといけないと改めて感じた。

- 今回のテーマについて、裁判所の問題意識を教えてください。
- 選任手続や資料については、随時ブラッシュアップをしているが、裁判所外の方々にとって、文言や資料が分かりにくいものとなっていないか等を確認したいという観点である。
- 本日は、大変貴重なご意見をいただいた。いただいたご意見は、今後の裁判所運営に活かしていきたい。